教職員の負担軽減に関する項目

知的障がい児童生徒の教育環境の充実にあたっては、従前より、新校整備をはじめ、必要な取組みを実施してきた。

今後の知的障がいのある児童生徒の増加への対応については、令和２年10月に「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表したところ。

この基本方針に基づき、現在、元府立西淀川高等学校を活用した知的障がい支援学校の新設を進めているほか、交野支援学校四條畷校などへの対応についても引き続き、しっかりと検討を進めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

知的障がいのある児童生徒の増加への対応については、令和２年10月に「知的障がいのある児童生徒等の教育環境に関する基本方針」を策定し、公表したところ。

現在検討が進められている支援学校に係る設置基準の策定に向けた国の動向も注視しながら、同基本方針に基づき、閉校等の活用による支援学校の整備等、教育環境の充実に向けた取組みを進めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

もと府立西淀川高等学校を活用した知的障がい支援学校の整備においては、現状のグラウンドと校舎をフル活用することとし、校舎１階で小学部児童の学習環境を確保することを基本に、小学部児童向けのトイレ等の整備を徹底するほか、学校全体としても、ユニバーサルデザインの徹底を図っていく。

教職員の負担軽減に関する項目

医療的ケアの実施にあたっては、看護師配置が必要という認識に基づき、必要な支援学校については、各学校の実情に応じて、特別非常勤講師として看護師を配置している。

臨時技師（看護師）についても、各学校からの要望や医療的ケアの現状を踏まえ、平成28年度から配置を開始し、放課後の業務や泊を伴う行事にも対応することが可能である。

令和元年度からは、国の切れ目ない支援体制整備充実事業補助金を活用した通学支援校内体制整備看護師を学校の状況等に応じて配置し、校内体制の充実に努めている。

医療的ケアを必要とする子どもが、安全で安心な学校生活を送るため、標準法定数で看護師を配置するよう、引き続き国に要望していく。

教職員の負担軽減に関する項目

府立支援学校の学校給食調理業務は、３年間の長期継続契約となっており、特に受託者が変更になった場合には、業務開始の８月１日から給食開始までの間は、給食開始に向けた準備期間としており、この間には主に調理場の備品や用品の把握、機器の使用方法や配管方法などの習得、給食の試作や試食を行っている。

教育庁としても、この期間及び給食開始後の給食管理、衛生管理について、栄養教諭の負担がすこしでも軽減されるよう、学校とも相談しながら、検討を進めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

令和２年８月から契約の更新により業務を開始した府立支援学校９校中、４校については、受託者が変更になった学校も含めて、資格要件の緩和に関する問題は発生していないと認識している。

残り５校を落札した１事業者については、契約更新時から教育庁の指導主事を学校に派遣するなど指導を続けているが、特定の事業者の問題と認識しており、業務仕様書等に基づき、引き続き指導をしていく。

現時点で資格要件などを令和元年８月業務開始の要件に戻すことや、入札前の事前視察を入札参加の要件に追加することは考えていない。

教職員の負担軽減に関する項目

教育職員への一年単位の変形労働時間制の導入については、ニーズ等を見極め必要に応じ対応を検討することとしている。

教職員の負担軽減に関する項目

実習教員の採用選考の年齢制限については、採用後、知識や専門性などを培い、業務を総括して取りまとめ等を行う総括実習教員へのキャリアアップに必要な在職年数などを踏まえて設定している。

また、実習教員としての経験を豊かにし、資質の向上を図るため、校種間の異動を可能としていることから、校種別の採用・選考は行っていない。

教職員の健康管理に関する項目

府立支援学校における腰痛予防検診については、業務委託していた検診機関から学校巡回による検診の実施が困難であるとの申し出を受け、平成27年度より新たな腰痛予防検診方式としたところであり、一次検査についてはアンケート問診とし、二次検査については整形外科分野に精通した医療機関でのレントゲン検査並びに医師による診察を受診していただく方法としている。

一次検査については、受診する必要のある方全てが受診していただけるように、腰痛検診対象者へ紙媒体にて腰痛予防検診アンケートを配布しているところであり、引き続き周知徹底していく。

二次検査については、従前から検診機関で実施していたところであり、新方式においても検診機関で実施する方式としているところ。

一次検査で要二次検査と診断された方は、平成29年度は436名、平成30度は429名、令和元年度は459名、今年度は501名となっており、精密検査が必要な職員は受診していただいていると認識している。

来年度についても、教職員の腰痛予防、悪化防止を図るため、本年度の検診状況を踏まえ適切に実施していく。

旅費に関する項目

生徒の教育活動の裏付けとなる教職員旅費は、従来から教育予算と位置付けし、厳しい財政状況の中、一定の予算措置がなされてきたところ。

旅費予算については、これまでから、各校の計画額をもとに必要額を確保し、予算配当してきたところ。

令和２年度の旅費予算については、新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休校措置など諸般の事情等を考慮し、８月に策定いただいた旅費予算執行計画をもとに旅費予算執行計画の100パーセントの額となるよう10月に増額配当のみを行った。

今後、12月に実施した旅費予算執行状況調査をもとに追加配当等の再調整を行う予定としており、本調査後に生じた突発的な事態などにより、旅費が不足する場合には、個別に対応させていただくこととしている。

府の財政は依然厳しい状況にあるが、今後とも引き続き、生徒の安全管理や学校運営に支障をきたさないよう、財源の確保に努めていく。

教職員の負担軽減に関する項目

学校管理費については、従来から学校運営に支障が生じないよう必要な予算額の確保に努めるとともに、学校のご意見も伺いながら適正配分に努めてきたところ。

厳しい財政状況の中ではあるが、今後とも学校運営に支障が生じないよう、必要な予算額の確保に努めていきたい。